

キャラクター「湯～たん」関連商品制作等利用許諾申請書

下記の制作についてキャラクター「湯～たん」を利用いたしたく申請いたします。

| | |
|---|-------------------------------------|
| ① | ・制作物（具体的に |
| ② | ・数量 |
| ③ | ・有料（販売価格） ・無料配布（） |
| ④ | ・期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 ・期間の定め無し |
| ⑤ | ・販売場所 ・配布場所（無料の場合） |
| ⑥ | ・備考 |

新温泉町商工会

会長 谷田 一 富 様

令和 年 月 日

住所

事業所名

代表者名

担当者名

電話番号 （ ）

湯村温泉キャラクター「湯～たん」関連商品作制利用許諾について

★キャラクター「湯～たん」の活用

温泉町商工会として、ひょうご湯村温泉ブランドの象徴でもある「ゆ～たん」を浸透させていきたい。そのためには、湯～たんのオリジナルグッズの開発やゆ～たんの誕生や家族、友人など湯村温泉に関連する物語をつくることで、キャラクターとして親近感を持っていただくことができると考えられる。

さらにキャラクターを地域に広めるため、利用料や手続きについてなどの利用許諾条件を明確にした上で、温泉町商工会会員に限り、当キャラクターに関する著作権を利用した関連商品を製作することを可能とする

★利用許諾条件等

- ①温泉町商工会会員に限る（特別な場合は会長の判断による）
- ②1商品等（制作物）毎に利用許諾申請をいただく（別途様式）
- ③商工会委員会で検討し利用許諾証発行
- ④申請者より利用許諾の対価として「湯～たん基金」（ライセンス料）をいただく
- ⑤申請者が商品等制作する
- ⑥申請者より制作された商品等1品以上商工会へ持参いただく

－スキーム－

1. 事業者等 ～ 商工会へ利用許諾申請書提出
↓
2. 商工会 ～ 商工会委員会にて協議採択
↓
3. 商工会 ～ 申請者へ承諾書通知
↓
4. 事業者等 ～ 商品等作成
↓
5. 事業者等 ～ 見本品1点及び湯～たん基金（利用許諾の対価）を商工会へ納入
↓
6. 事業者等 ～ 販売PR

※湯～たん基金

- ・湯～たん基金は、湯村温泉をPRするため、湯～たんを活用したイベント又はグッズの制作費用に充てるため創設します

- ★・キャラクター「湯～たん」に係る著作権の利用許諾の対価として、湯～たん基金へ、1商品等に付3,000円～5,000円のお支払いをお願いします。
- ・湯～たん基金への支払額の算定は制作物等内容（有料・無料又は数量など）により商工会委員会にて判断します。
- ・基本金額は、販売価格の5倍（上限5,000円・下限3,000円）